

福島県庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の
資格審査等に関する要綱

平成15年7月29日施行
平成20年4月1日一部改正
平成20年7月31日一部改正
令和3年3月31日一部改正
令和5年6月30日一部改正
令和7年3月31日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第296条第2項の規定に基づき、県が発注する福島県庁舎、福島県合同庁舎等の公有財産の維持管理に関する業務（以下「庁舎等維持管理業務」という。）の委託契約に関し、競争入札に参加することができる者の資格審査、競争入札等の方法による契約の締結、入札結果の公表等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札をいう。

2 この要綱において「業務執行権者」とは、庁舎等維持管理業務の契約事務を直接所掌する本庁各部局等の課長（以下「本庁課長」という。）並びに公所長及び准公所長（以下「公所長等」という。）をいう。

第2章 庁舎等維持管理業務請負業者の資格審査

(競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第3条 庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、「競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成15年福島県告示第783号。以下「県告示第783号」という。）及びそのつど告示するところによる。

(申請書等の提出時期及び方法)

第4条 庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）には、県告示第783号に規定する庁舎等維持管理業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び添付書類（様式第2号から様式第6号まで）を、次の各号により施設管理課に提出させるものとする。

(1) 基準年申請受付

次期有効期間に登録する新規又は更新の申請を定期の期間に受け付けるもの

(2) 追加年申請受付

申請日の属する有効期間に登録する新規の申請を定期の期間に受け付けるもの

(入札参加資格審査委員会)

第5条 庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の資格審査の公正を期するため、庁舎等維持管理業務入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会は、次の事項について調査審議する。

(1) 県告示第783号に規定する入札参加資格の要件、資格の有効期間及び資格の審査に関する事項

(2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱(平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知)別表に掲げる入札参加資格制限措置に関すること

(3) その他資格審査委員会の権限に属することとされた事項

3 資格審査委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

総務部次長（文書管財総室担当）（以下「総務部次長」という。）、総務課長、審査課長、施設管理課長

4 会長は、総務部長をもってこれに充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

7 委員が事故又はやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の属する課の主任主査以上の職にある吏員のうちからあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

8 資格審査委員会は、必要の都度会長が召集し、その会議は非公開とする。

9 資格審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

10 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

11 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

12 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

13 資格審査委員会の庶務は、施設管理課において処理する。

(資格審査及び認定)

第6条 入札参加資格の事前の審査は施設管理課長が行い、資格審査委員会の審議を経たのち、知事の認定を受けるものとする。

2 前項の資格審査及び認定は、県告示第783号の第1に規定する審査を受けることができない者を除いて行うものとする。

(有資格者名簿への登録)

第7条 施設管理課長は、申請者のうち、前条第1項の規定により、入札参加資格があると認定された者（以下「有資格者」という。）については、これを庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するとともに、その結果を庁舎等維持管理業務

入札参加有資格者名簿登録通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 有資格者名簿は施設管理課長が管理し、別に副本を庁舎等維持管理業務の契約事務を処理する機関に置く。
- 3 有資格者名簿は、施設管理課のホームページに掲載する方法及び施設管理課における閲覧の方法により公表するものとする。

（資格の喪失）

第8条 業務執行権者は、有資格者が県告示第783号の第1の第1号又は第2号のいずれかに該当することを知ったときは、速やかにその旨を施設管理課長に報告しなければならない。

- 2 施設管理課長は、前項の報告を受けたときは、事実の確認後、有資格者名簿からその者に係る記載を削除するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 施設管理課長は、前項の規定により削除した場合は、速やかに庁舎等維持管理業務有資格者資格喪失通知書（様式第8号）により、その旨を有資格者名簿の副本を置く機関に通知するものとする。

（変更届の受理）

第9条 施設管理課長は、次の各号に掲げる事項について、有資格者からの庁舎等維持管理業務入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第9号）を受理したときは、内容を確認のうえ、有資格者名簿の記載内容を変更するとともに、有資格者名簿の副本を置く機関に通知するものとする。

- （1）商号又は名称
- （2）代表者の氏名
- （3）住所又は所在地
- （4）資本金の額
- （5）入札参加資格の登録を受けた複数の業務のうち、一部の業務について事業を行わないこととしたときはその旨
- （6）入札参加資格の登録を受けた業務の全部について事業を行わないこととしたときにはその旨
- （7）その他事業の内容に変更を生じさせる事項

（承継申請書の受理及び審査）

第10条 施設管理課長は、有資格者について相続又は合併の事由が発生したことに伴い、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の代表者から、当該有資格者の地位の承継について、その事実を証する書類の添えられた庁舎等維持管理業務入札参加資格承継申請書（様式第10号）を受理したときは、内容を審査のうえ、その結果を申請者に通知するとともに、承認した場合は、有資格者名簿の記載内容を変更し、その副本を置く機関に通知するものとする。

（有資格者名簿に登載された有資格者からの報告）

第11条 施設管理課長は、有資格者から偶数年の12月1日現在の技術者等の状況について、庁舎等維持管理業務技術者資格現況報告書（様式第11号）により、偶数年の12月28日までに報

告を受けるものとする。

第3章 競争入札等の方法による庁舎維持管理業務委託契約の締結

(競争入札の基本原則)

第12条 予定価格が200万円を超える庁舎等維持管理業務の委託契約を締結する場合は、条件付一般競争入札の方法によることとする。ただし、これにより難い特別な事情があるときは、指名競争入札等の方法により委託契約を締結することができる。

(庁舎等維持管理業務入札参加条件等審査委員会)

第13条 条件付一般競争入札における入札参加資格の設定等について公正を期すため、本庁に庁舎等維持管理業務本庁入札参加条件等審査委員会（以下「本庁審査委員会」という。）、公所又は准公所（以下「公所等」という。）に庁舎等維持管理業務公所等入札参加条件等審査委員会（以下「公所等審査委員会」という。）を置く。

(本庁審査委員会)

第14条 本庁審査委員会は、本庁課長が直接所掌している庁舎等維持管理業務の委託契約に関する次に掲げる事項について審議する。

(1) 入札参加資格の設定の適否

(2) 随意契約（予定価格が200万円を超えるものに限り、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定により行うものを除く。）の理由及び相手方の選考の適否

(3) その他本庁審査委員会が行うこととされた事項

2 本庁審査委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

総務部政策監、総務部次長、総務課長、施設管理課長

3 第5条第4項から第12項の規定は、本庁審査委員会において準用する。

4 本庁審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(公所等審査委員会)

第15条 公所等審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 公所長等が所掌する庁舎等維持管理業務委託契約に関する入札参加資格の設定の適否

(2) 随意契約（予定価格が200万円を超えるものに限り、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定により行うものを除く。）の理由及び相手方の選考の適否

(3) その他公所等審査委員会が行うこととされた事項

2 公所等審査委員会は、会長及び会長があらかじめ指名した2名以上の公所等の吏員をもって組織する。

3 会長は、公所長等をもってこれに充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、委員のうち最上席の吏員がその職務を代理する。

- 6 委員が事故又はやむを得ない事由により出席できないときは、公所等の吏員のうち上席の者で会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 7 第5条第8項から第12項の規定は、公所等審査委員会において準用する。
- 8 公所等審査委員会の庶務は、公所等の総務を担当する部署において処理する。

(入札参加資格の設定の基準)

第16条 委託業務の入札参加資格の設定は、「福島県庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領(平成20年8月6日付け20文第1607号総務部長通知)」(以下「実施要領」という。)第4条に掲げるものの中から必要に応じ設定するものとする。

(本庁における入札参加資格の設定)

第17条 本庁課長は、前条の設定基準に基づき入札参加資格設定案を作成し、条件付一般競争入札参加資格条件設定内申書(様式第12号)(以下「内申書」という。)に実施要領第5条で定める条件付一般競争入札参加資格条件設定調書(以下「条件設定調書」という。)を付して、総務課長に送付するものとする。

- 2 総務課長は、前項の送付を受けたときは、本庁審査委員会に対し、入札参加資格の設定について審議を行うよう求めなければならない。
- 3 総務課長は、前項の審議結果を条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果通知書(様式第13号)(以下「審査結果通知書」という。)により、第1項で送付を受けた課長へ通知するものとする。
- 4 本庁課長は、本庁審査委員会の審議結果に基づき、入札参加資格を設定するものとする。

(公所等における入札参加資格の設定)

第18条 公所長等は、第16条の設定基準に基づき入札参加資格案を作成し、公所等審査委員会に対し、入札参加資格の設定について審議を行うよう求めなければならない。

- 2 公所等審査委員会は、前項により求められた審議の結果について、公所等庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果書(様式第14号)を作成し、保管するものとする。
- 3 公所長等は、公所等審査委員会の審議結果に基づき、入札参加資格を設定するものとする。

(庁舎等維持管理業務指名運営委員会)

第19条 指名競争入札に参加する者の選定の公正を確保するため、本庁に庁舎等維持管理業務本庁指名運営委員会(以下「本庁指名委員会」という。)、公所等に庁舎等維持管理業務公所等指名運営委員会(以下「公所等指名委員会」という。)を置く。

(本庁指名委員会)

第20条 本庁指名委員会は、本庁課長が直接所掌している庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者の選定、指名基準の運用状況、その他本庁指名委員会の権限に属することとされた事項について調査審議する。

- 2 第14条第2項から第4項の規定は、本庁指名委員会において準用する。

(公所等指名委員会)

第 21 条 公所等指名委員会は、公所等の庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者の選定について調査審議するものとする。

2 第 15 条第 2 項から第 8 項の規定は、公所等指名委員会において準用する。

(指名基準)

第 22 条 業務執行権者は、指名競争入札に参加する者の選定を行う場合において、次の各号に掲げる者を指名することはできない。

- (1) 契約の履行において、その性質上特殊な技術又は資格を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は資格を有しない者
- (2) 著しい経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下の事実があり、契約不履行となるおそれがあると認められる者
- (3) 入札に付する契約と同種類の契約を他者と締結している者で、その履行が完了していないために当該入札に付する契約を併せて履行することが困難と認められる者

(本庁における指名競争入札に参加する者の選定)

第 23 条 本庁課長は、前条に規定する指名基準に基づき、指名競争入札に参加する者の選定案を作成し、福島県庁本庁舎等維持管理業務委託業者指名選考内申書（様式第 15 号）を総務課長へ送付するものとする。

- 2 総務課長は、前項の送付を受けたときは、本庁指名委員会に対し、指名競争入札に参加する者の選定に関する審議を行うよう求めなければならない。
- 3 総務課長は、前項の審議結果を福島県庁本庁舎等維持管理業務委託業者指名選考審査結果書（様式第 15 号）により、第 1 項で送付を受けた課長へ通知するものとする。
- 4 本庁課長は、本庁指名委員会の審議結果に基づき、指名競争入札に参加する者を選定するものとする。

(公所等における指名競争入札に参加する者の選定)

第 24 条 公所長等は、第 22 条に規定する指名基準に基づき、指名競争入札に参加する者の選定案を作成し、公所等指名委員会に対し、指名競争入札に参加する者の選定について審議を行うよう求めなければならない。

- 2 公所等指名委員会は、前項により求められた審議の結果について、公所庁舎等維持管理業務指名競争入札参加者審査結果書（様式第 16 号）を作成し、保管するものとする。
- 3 公所長等は、公所等指名委員会の審議結果に基づき、指名競争入札に参加する者を選定するものとする。

(随意契約の理由や相手方の選考)

第 25 条 第 17 条及び第 18 条の規定は、随意契約の方法により委託契約を締結しようとする場合における相手方の選考について準用する。この場合、内申書には随意契約により契約しようとする理由を記載するものとする。

- 2 本庁審査委員会又は公所等審査委員会は、審議の結果、随意契約による契約が適当でないことを認める場合には、代替の方法を示すものとする。

第4章 入札結果の公表

(入札結果の報告)

第26条 業務執行権者は、競争入札により執行した入札の結果を、庁舎等維持管理業務入札結果報告・公表書(様式第17号)により、各部局等の予算を主管する課長を経由して、施設管理課長に契約締結後14日以内に報告しなければならない。

(入札結果の公表)

第27条 この要綱の規定に基づき執行した入札の結果については、次の各項に定めるところにより公表するものとする。

- 2 公表する内容は、庁舎等維持管理業務入札結果報告・公表書(様式第17号)によることとし、発注公所等名、維持管理業務の名称、入札執行日、入札に参加した者又は指名した者の商号又は名称、入札者の各回の入札金額、落札額、最低制限価格とする。
- 3 公表は、福島県ホームページにおいて行う。
- 4 公表の時期は、契約締結後14日以内とする。
- 5 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

附則

- 1 この要綱のうち、第1条から第11条までは平成15年7月29日から施行する。その他の条項については、平成16年2月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、福島県庁舎等管理業務に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成13年12月21日施行)の第1条から第7条は平成15年7月28日付けで廃止、同要綱の第8条から第14条は平成16年2月14日付けで廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年7月31日から施行する。
ただし、第7条第3項の規定は、平成21年度分から適用する。
- 2 平成20年9月30日以前に起工した庁舎等維持管理業務については、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入札公告を行った庁舎等維持管理業務については、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。